

第六十八回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第三号

昭和四十七年三月十五日(水曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 青木 正久君

理事 正示啓次郎君

理事 山田 久就君

理事 曾根 益君

理事 石井 一君

理事 野田 武夫君

理事 福永 一臣君

理事 豊 永光君

理事 堂森 芳夫君

理事 中川 嘉美君

理事 松本 善明君

出席國務大臣

外務大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

外務大臣官房長 佐藤 正二君

外務省アジア局長 吉田 健三君

外務省情報文化局長 加川 隆明君

外務省文化事業部長 吉岡 俊夫君

委員外の出席者

外務省アジア局 三宅 和助君

南東アジア第一課長 三宅 和助君

外務委員会調査 吉岡 俊夫君

委員の異動

三月十三日

補欠選任

不破 哲三君

同日

補欠選任

谷口善太郎君

同日

補欠選任

谷口善太郎君

同月十五日

補欠選任

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山下 徳夫君

西銘 順治君

不破

省内における重要なポストにおる人ですね。香港の総領事という重要なポストにおる岡田氏と、それから駐米大使の牛場君との間に根本的な米中接近についての認識が違ふ。その内容をすつと幾らでも私見で言いますから言つてもいいのです。が、そういうふうな新聞に報道されておる。大臣を補任すべき——補佐といひますか、国際関係のそういう流れといひますか、そういう情勢といひますか、そういうものを的確につかんでいかなければならぬ重要なこの二人の間にすら全く違った認識を——もちろんそれは大臣は、いかなる役所においてもいかなるところでも違つた意見があるのはそれはあたりまえだ、こういうふうな考え方を所持ちであるかもしれない。重要な米中接近というこの事態に対する外務省の重要なポストにおる人たちの間に大きな意見の差があるというふうなことが報道されておる。また、あげれば幾らでもあります。たとえば昨年の重要事項指定方式、この提案国になるかならないか、この問題に対する認識でもすでに、これは名前をあげてもいいわけですが、国連大使の中川氏とそれから牛場大使との間においてまた何かさういふ——まあ新聞報道ですよ。それは全部明らかに違ふんだ。この日本の重要な外交の地位をなつておる二人の間でもさういふ意見の全く違ふような、全くといひて、それはこの重要事項指定方式に対する態度についての考え方が非常に違ふような意見が政府に伝達されておつたというふうなこともあつたというふうな新聞は報道しておりまして、幾らでもあるわけですが、これは、こういうふうな事態といふものは一体外務大臣はどのように認識しておられるでしょうか、もう一べん、もう少し答弁を願ひたい、こう思ひます。

○福田国務大臣 堂森さん、政策が基本的にきまらぬ過程ではいろんな議論があります。これはもう御承知のとおりと思ひます。私はむしろそれを奨励しておるのです。省内が黙りこくつちやう、これは非常に危険な状態です。逆に、省内でいろんな議論が戦わされて、その結局は統一する、こういふことを大事なことである、こういうふうな考えでおるわけでありまして、牛場、岡田の間で議論があつた、私はそれは承知しておりませんけれども、それは当然議論があつていいんじゃないかと思ひます。ワシントンにおる牛場大使はどつちでもワシントンを基盤としての見方になる。香港におる岡田君はさういふ香港という土地柄の立場の議論を展開する傾向を持つたので、さういふふうにも思われる。ですから、その両者の間に意見の相違が出てくる、これは私はさうあつていいと思ひます。要は、全責任は私が負つておるわけですから、私がそれらのいろんな議論を集約し、また、国益を踏まえてまして裁断を下した、それに對して反對の議論が出るということであれば、これは許されることではない。私も断固たる処置をとらなければならぬ。しかし、過程において議論が出る、出れば出るほどいい、こういうことで、ちよつと堂森さんのいまの御所見とは私は違つた形を持つておることを申し上げてお答へいたします。

○堂森委員 過程においていろんな意見が出てくるのは、それはあたりまえですね。それはあなたのおつしやうとおりです。しかし、ことしの一月の論争ですよ、外務省において、すでに米中は接近が、もう昨年の夏以来現実公表されて、それで日本の外務省に、政府にはさういふことの発表の三分前に連絡があつた、こういう状態ですよ。そして、ことしの一月になつて、この米中接近についてのさういふ認識のしかた、これは意見の相違といふのですが、あなた、そのときにはもつと的確な認識といふものがはつきりしていかなければ、日本の外交政策なんといふものは立たないと思ひます。これは、ことしの一月になつても米中接近の真相等についての確かな判断をしておるといふふうには、さういふ論争をやつておるところに、私は、的確な、流動する世界情勢といふものをつかんでいくような、さういふ態勢に日本の外務省の諸君はなつておるんじゃないか、こういうふうな考へるのでありますが、いかがですか。ことしの一月ですよ、あなた。

○福田国務大臣 一月、一月というふうに強調されますが、その牛場、岡田議論というのは、電話でもでましたんでしょ。二人はどこでも会つておられます。それがどういふ形で議論をされたのか、ちよつと私もつかみかねますが、これはおそろく、堂森さんがおつしやるのは、去年の暮れのことじゃないですか。たまたま牛場大使が去年の暮れ帰朝しておつた。その時期に岡田総領事をやはり一時帰朝せしめたわけですよ。そのころかと思ひます。それはどういふことかといふと、サンクレメンテ会議に臨むにあつたといふいろいろ違つた意見も聞いておる、さういふことなんでもあります。さういふ際に両方からいろいろな意見が出てくる、これは当然のことなんです。どうも、ちよつと時間的に、堂森さんのお話、伺つておられます、何か誤解をされておるところがあるんじゃないか。そんなふうな感じがいたします。

○堂森委員 それは、論争を二人が、意見の食い違ひが強く出ておる、ことし——去年の暮れでもいいです。しかし、もう昨年、大きな、世界じゅうの世論を大きく刺激するよな米中の接近といふような事態が生まれてきておる。しかし牛場大使の言つておる認識のしかた、岡田総領事の認識のしかたと全く——これは全くと言つていいと思ひます。違ふ立場ですね。さういふことは、意見の相違があつていいといふのなら、国連外交等を見まして、世界じゅうのもの笑ひになるようなあつた態度をやつておいて、そして意見の相違があつてもそれは当然だといふようなことで済まされるところは私は思ひますが、いかがですか。

○福田国務大臣 最終的に政府の意見がきまりまして、それに対して下部機構において異見を唱えるという者があれば、これはまさに堂森さんが御指摘のような重大な問題であらうと思ひます。しかし、最終的な結論がきまります前に議論が出てくる、いろいろな議論があるといふことは、かえつて私は歓迎することである。むしろ、外務省の役人がもう黙りこくつておつて意見を述べないといふよりな状態になりますと、これは非常に危険なことになる、さういふふうなことを考へられるのです。

○堂森委員 いや、私はそんなことを言つておるんじゃないですよ、あなた。外務官僚の諸君が何にも言わないことになつたら、それはたいへんなことです。しかしさういふ、たとえば二人の意見といふものの食い違ひをわれわれがさういふ観察すると、さういふふうなことで米中接近といふものを認識しておるよな人たちがたくさんおつて、それがやっぱり国連外交等にも大きく影響しておる、あるいはさういふの予算委員会の問題になつたよな、台湾の問題等についてのあなたや佐藤さんのあつたさういふ客観的食ひ違ひが出てきた問題等が惹起しておるといふものもさういふところから、さういふ外務省の体制から来ると、私はさういふふうな考へから申し上げておるのであります。いかがでありますか。

○福田国務大臣 いまのお話を承つておると、どうも外務省が意見が四分五裂しておる、それじゃ外交ができないじゃないかといふようなお話ですが、そんなことはありません。私が最終的な判断を下して、それに対して異議を唱えるという者がありません。私がこれを放置することはできません。私が締めくくりに最終的に責任を持ちますから、どうかその点は御安心のほどをお願い申し上げます。

○堂森委員 いや、あなたはさういふ高飛車におつしやるんでは、私は幾らでも議論します。たとえば日本の外交の基本的な体制といふものは、私は、考へようによつてはさういふ言ふと思ひます。まず、戦争に負けた。そしてアメリカが勝者であつた、それで日本は敗者であつた、さういふ基本的な立場から日本の外交は出発しておる。そして安保体制といふものに入つてきた。そして、いわばアメリカの利益は日本の利益である、単純にいうならばさういふ体制からさういふ日本の外交は進められてきた、さういふ強い体質を持つておると私は思ふのです。そして、さういふ強い体

制というものが、たとえば牛場君のような議論というものに発生してきておる、こういうことが言えると思ふのです。岡田君の意見というのは少数意見で、それは思ふのです。そういう性質をわが外交は持つ。外務省の体制はそういうふうな体制になっておる、こう思ふのですが、いかがでございませうか。

○堂森委員 私はいまは法律の改正案に関連して聞いているのでありますから、これは基本問題です。それから他の機会にもいろいろ議論してみたいと思ひます。

十六年七月でありまして、あるいは一昨年時点まで、あるいはおそろく早くても去年の三月ごろまでの事態をとらえての解説書ではないか、こういうふうにも思ひます。それはそれとして、私も多極化時代と申し上げておきますのは、一つは昨年のヨーロッパ連合へのイギリスの加盟決定、これをとらえておるわけですね。もう一つは中国の去年の秋における国連への加盟、これをとらえておるわけですね。これで、世界構造がこの二つのできごとを象徴として非常に大きく変わってきた。その変わってきたことが、これが一つの形として出てきておる、こういうふうに見ておるのであります。それ以前の世界情勢というものは、先ほど申し上げましたように二極構造という冷戦構造というか、そういうもので動いてきておる。もちろんその中に多極化時代への目ざし、そういうものはあったと思ひますけれども、私はこの多極化時代というものが決定的にスタートする、そういう時期は去年であった、一九七一年であった、そういうふうにとらえておるわけであり

もその冒頭で申し上げておるのです。一九七〇年度を通じて、国際情勢の基調ともいふべき米ソ間のいわゆる平和共存の關係には、基本的には何ら変動はなかった。しかし——中を省略します——が、將來國際關係の構造面にも影響しかねない幾つかの微妙な變化の兆候もあらわれた。こういうことで、まさに堂森さんの御指摘のような認識のことが書いてあるわけなんです。この認識が的中したというか、七一年になりましたと多極化を固定化するような、先ほど申し上げました現象が出てきておる。それに対応するからでやっておりますから、どうかひとつ御機嫌のほどをお願いいたします。

○福田國務大臣 外交評論家がいままでの世界情勢は冷戦構造だ、二極構造だというふうに見ておる。私もそのとおり理解をしております。それが多極化してきておる。その多極化時代に即応した外交の多極化というものがなければならぬ、こういうふうにも考へるのです。それで二極化というか、冷戦構造下においてはソビエト、アメリカ、これが二極でありまして、どうしてもわが國の世界に臨む姿勢というものはアメリカに密着をする、そういうような形をとったと思ふのです。これはやむを得ないことだと思ふのです。しかし、多極化ということになるとそういうわけにはいかぬ。いろいろな勢力が出てきておる。ソビエト、ロシアのことも考へなければならぬ。中国大陸のことも考へなければならぬ。ヨーロッパ大陸のことも考へなければならぬ。アジア諸地域のことも考へなければならぬ。しかし、とにかくわが國はアメリカとの間に日米安全保障條約を結んでおるから、アメリカとの關係はその他のいすれの極よりも重大だとは考へますけれども、しかし目を世界じゅうに配った外交、選択の幅の非常に広い外交を展開するといふかまをえをこらなければならぬ時期に来ておる。私も現にそういふ立場において諸施策を進めておる。これは堂森さんよく御承知のようにモンゴリアの承認、これはアメリカとは違ふ立場でございまして。あるいはパングラデシュの承認につきましてもそうでありまして。あるいは北ベトナムに対する対処のしかた、これもアメリカとは行き方が違ふ。必ずしもアメリカと一から十まで一緒だといふようなことになつておりません。おりませんのは、つまり世の中がそういうふうに変つてきておる、それ

に對する柔軟な対応をわが外務省はしておるといふことでありまして、御意見ではありますけれども、まさに御意見のとおりの方の諸施策を進めておるといふのがわが外務省の現況であります。

○堂森委員 いや、外務大臣、昨年の七月に発行されたものだから、それは以前の認識だ、こういう御説明のようであります。多極化時代なんといふものはそんな去年から急に始まったものではないです。そういう認識にわが國の外交といふものの時代おくれといふ感じがする。いろいろの原因があるとはつきり言えると思ふ。いづれまたこの点につきましては……

○福田國務大臣 三宅課長のハノイ訪問に先立ちまして、その直前にアメリカ政府に通報いたしておりました。これは相談をしかけたわけじゃありません。わが國はわが國の行くべき道がある。これはアメリカもそのことについては原則的によく承知しておるのです。たとえば一番大事な中国との接近、これにつきましても、アメリカにはアメリカの行き方があれば、わが日本にはわが日本の行き方がある。行くその道筋につきまして違ひが

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 おそろく堂森さんの御引用のその書物は、昨年の三月ごろのものじゃないか、こういうふうには……

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

○堂森委員 四十六年版……

○福田國務大臣 御指摘の「わが外交の近況」で

あつても、これは主権国家としてお互いにやむを得ないことじゃないか。しかし重要な外交措置につきましても、同盟国でありますから、事前事後においてよく連絡を合おうじゃないか、そういうことになっております。ハノイに三宅課長を派遣した、これもそういう精神で、わが国はこういう行動をとるということを通報した。アメリカは、何か文句を言ったよりないまのお話でございしますが、さようなことはございせん。主権国家たる日本の行動について文句を言うはずがない。アメリカは、ただこれを聞きおくというところであつたことを率直に申し上げておきます。

○堂森委員 それは、あなたがそうおっしゃつても、外務大臣だから向こうが文句を言ったとは言われぬでしょうから、それはいいでしょう。

そこで、大臣は、三宅課長をどういう目的でハノイに派遣されたのか、あるいはどういふことを話し合ひされたのでしょうか。

○福田国務大臣 このいきさつは、たまたまバリエで日越の外交官同士の軽い話し合ひの場がありまして、そこで北越側より、北越の状況も日本は見えておいたかどうか、こういうふうな話が進んだわけでございます。そこで三宅課長を派遣するということになったわけなんです。私がその話を受けまして、三宅課長を派遣することがいというふうに判断しましたのは、いずれ南北間のベトナムに対する争い、これは終止符が打たれるであろう、その際にはアジアの経済力のすぐれたわが国といたしまして、この地域の復興に無関心であるわけにはいかない、またその以前といえども実情を調査しておく必要があるのではないかと、そういうふうなことを考えながら三宅課長の北越派遣は有意義なことである、こういうふうな考えまして裁断をいたしましたわけでありまして、そういう裁断に基づいて三宅課長は行ってきたわけですが、会談の成果は具体的にはございせん。これからお互いにお互いを理解し合うような行動を、こういうことが大事じゃないかというふうな雰囲気であつたと思ひますが、具体的に取組み

をいたすとか、あるいは合意をいたすとか、そういうことはなかつたのです。

○堂森委員 そうすると大臣の答弁は、ことを返して言へば、これから政府間の折衝に持つていく瀬踏み程度の程度であつた、こういうことではないかと。

○福田国務大臣 政府間接触ということはまだ考へておりません。おりませんけれども、また先の南北の和解後の事態を考へてみますと、事前にわが国もベトナムの状況を南北ともに知つておく必要があるし、また北越におきましても日本の事情を知つておく必要があるだろう、そういうふうな考へたわけなんです。

○堂森委員 そうすると、これから政府間の接触なんか持つていく意図はない、こういう意味でございせんか。

○福田国務大臣 当面、政府間接触ということ、つまり外交の正式の接触ということは考へていない。

○堂森委員 それじゃ、外務大臣についてお尋ねしておきますが、外務大臣はベトナムの戦争といふものは今後どういふ経過をたどつていくだろうかといふ見通しを一応持たれておられると思うのですが、それも承つておきたい。

○福田国務大臣 ベトナムにつきましては形勢が一進一退という状態なんです。大きな流れといたしましては、これは和平へと動いておるわけでありまして、しかしアメリカと北ベトナムの立場が若干違ふところがある。そういうふうなところがどういふふうな調整されていくか、これは今後の問題であります。こういうふうに見ておるのです。流れは、じくじく、一進一退をたどりながらも和平への方向に動いていくだろう。時間的にどういふふうなタイミングになりますか、そこまでは私も予測はできませんけれども、これはそういう道筋をたどるに違ひない、こういうふうに見ております。

○堂森委員 時間がありませんので、いろいろまた次の機会に伺ひます。

そこで、ただいま審議の案件であります外務公務員法の一部改正のこの法律に関連して、私はこういうことを近ごろよく感ずるのであります。とくどきわれわれも海外へ出るわけですが、最近若い外交官の職員の間、海外で会う諸君の中で、かなりな諸君が、何か外交官としての仕事に非常に熱意を失つておるといふことが、そういう諸君によく会ふのですが、そういうことをよく知つておられますか。われわれは民間へ行つて働いたほうが、もっと情熱を持つて働いていけるように思うとか、外交官としてのそういう仕事に対して非常に熱意を失つてきておる人が多いんじゃないかといふ印象を受けますか。外務大臣、そういうことを感じられませんか。

○福田国務大臣 私はまだ若任八カ月で、そう權威のあることが言えるかどうか自信がありませんけれども、短い八カ月の私の体験からいいますと、さような空気があるというふうなことは感じませんでしたが、また何かそういう空気でもありませんればたいへんなことですから、こういう場ではないほうがいいと思ひますが、ひとつお聞かせを願ひたい、かように思ひます。

○堂森委員 そういう若い人にもよく出つくわしますよ。それはあなたもよく調査してください。もちろんそれは待遇の問題等も一つ大きな原因になつてくると思ひます。それは知つておられるでしょう、大臣は、そんなこと知らぬ、そんなほんやりじゃないと思ひます。たくさん会いますよ、そんな人も、そういう訴えをよく意見を聞くわけですがね。

そこで、この法案の二、三の点を直接、これは事務当局でもいいですが、大公使の待命期間の延長といふものの真の目的といふことが、真のねらいといふのは一体どこにあるのですか。少し具体的に答弁願ひたい、こゝろ思ひます。

○佐藤(正二)政府委員 先生のお話でございしますが、待命全体の制度について期間を延長したわけではございせん。待命と申しますのは、先生も御承知だと思いますが、ある任地を持つており

ました大使がその任地を離れまして帰朝いたしました、その次の任地に至るまでの間その地位を失わないようなための制度でございまして。ただ、いろいろ人事の都合、それから今度新しく行きます任国のアグレマンをとるとか、それからまた向こうにまだ前任者がおるとか、いろいろな問題がいろいろございまして、その期間が長くなる場合があるわけではございせん。その長くなったときにこちらで有能な大使を選ばしておくのもどうかと思ひますし、それからまたいろいろ仕事でございまして、ために、たとえば国連総会があるとかあるいはどこかのいわけの重要な外交交渉がある、そういうふうなときに政府代表なり全権委員にいたしますわけではございせん。これは臨時に派遣するわけではございせん。派遣しましたときに、たとえば国連総会なんかは非常に長くかかりまして、待命期間といふのは一年間で切れるものでございまして、国連総会が續いてる間にその期間が切れてしまふと非常に都合が悪くなるわけではございせん。その分だけを延ばしていただきたい。たとえば国連総会の政府代表になつてゐる間は、その一年間の期限がきつてもその分を延ばしていただきたい、それが今回の改正の趣旨でございまして。

○堂森委員 そうすると、具体的に最初からわかつておるわけじゃないわけですね。ちよつと質問のしかたがあれかもしれませんが、そのときになつてみなければ、待命中の大公使の仕事が実際に出てこなければわからぬわけでしょう。

○佐藤(正二)政府委員 このケースが出てまいります場合というのは、ある特別な任務を与へまして、その任務がこちらの、ある意味では一年間をこえていく形になるものでございまして、大体最初からわかつております会期のあるような、たとえば国連総会のような場合には、まあ起こらないと思ひますけれども、ある長い交渉、たとえば平和交渉だとかそういうふうなことでずっと長く政府代表になつてゐる場合にはそういう場合が起こるわけではございせん。前には予見できない場合があるわけではございせん。そういうふうなときの

ことをおもんばかって延ばしていただこうとお願
いしているわけでございます。

○堂森委員 現在特命の中大使、公使というのは
何人ぐらいおられるのですか。

○佐藤(正二)政府委員 的確にここに資料を持っ
ておりませんが、この三月におやめになる方々を
含めまして七、八人だったと記憶しております。

○堂森委員 すると、七、八名おられるとしま
しょう。この諸君が今度の法改正で何か新しい仕
事についていくとか、そういう見通しを具体的に
現在持つておるわけじゃないのですか。仕事が出
てきてそうだったときに任命されて延長される、
こういうことではございませんか。

○佐藤(正二)政府委員 お話しのとおりでござい
ます。現在具体的にこういふものにつけたいから
延ばしたいということではございません。

○堂森委員 この法律は反対すべき何ものもない
ですから二、三の点を聞いておきました。
私の質問を終わります。

○櫻内委員長 中川嘉美君。

〔委員長退席、水田委員長代理着席〕

○中川(嘉)委員 外務公務員法の一部を改正する
法律案に関連しまして、まず二、三伺っておき
たいと思います。

わが国外交の円滑な遂行のためには、それに関
連するところの各省との相互協力ということが必
要なこととは言うまでもないわけでありまして、も
しその間に見解の相違があったために政府の対外交
渉に支障があつてはならない、こういうことだと思
います。しかるに、実際にはそうした立場の相
違から外務省と他省との間で対立が生じやすい
ということは常に指摘されておるわけでありま
す。たとえば日米繊維交渉でもって外務、通産の
二元交渉が日本の交渉能力を著しく弱めておる、
そういう評価が事実あるわけでありまして、この
ように外務省と他省との間に立場の相違から摩擦
が生じたりあるいは他国との交渉の場合にその交
渉が弱められたりするということは、これはもう
厳に戒められなければならないと思ひます。

そこで、各省間のこういった調整はどのように
なされておるか、まず質問に先立ちましてこの点
を伺つておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 お話ごもつともな点でありまし
て、いま各省間の調整の仕事、これは非常に大事
だと思ひます。つまりいまは内政、外交一体とい
うようなことが要請される時期である。同時に
に、わが国の世界に対する影響力、また世界から
受ける影響度、これが非常に高まってきておる。
そこでまたそういう中において外交的な視野から
内政を見る、こういう必要、これも非常に大きく
なつてきておる、こういうふうな観念をいたして
おるわけでありまして、そこで外交と内政との調
整、これには特に意を用ひなければならぬ、し
同時に、それだけにまた困難な諸問題も起きてく
るわけでありまして。

そこで、その調整の仕組みといたしましては、
一般の外交案件につきましては、これは私と総理
が中心になつて閣議で意見の調整をする、こうい
ふことになりまして、それから、特に経済案件につ
いて調整を要することが多いのであります。その
中でも対外経済協力をどうするかということにつ
いての調整、これは非常にひんぱんでございま
す。これは外務省におきましてはそういう仕事を
担任の審議官を置きまして、いま安川審議官がそ
の役をやつておりますが、安川審議官を中心にい
たしまして各省との調整に当たつておる。そうし
て調整がつかない場合はどうするかというところ、
閣僚レベルに上げるわけでありまして、私と通産大
臣、あるいは私と農林大臣あるいは一緒に集まつ
て調整することがある。それで片づかないという
場合におきましては、そういうことはめつたにご
ざいませぬけれども、総理大臣がこれを裁断す
る、こういうふうな仕組みであります。調整は十
分とれておるといふふうに存じますが、いかにい
たしまして、ただいま申し上げましたように調
整ということが非常に大事な段階で、かつ困難な
諸問題もあつたので、これからの調整が円滑に
いくようにということで一段と努力をいたしてい

きたい、かように考えております。

○中川(嘉)委員 先ほど私がちよつと触れました
ように日米繊維交渉が非常にいい例であつて、外
務、通産の二元交渉というのを申しましたけれ
ども、そういう交渉能力が非常に弱まったとい
う評価がある以上、いま大臣が御答弁された線に
沿つて今後そのようなことがないようにひとつ御
尽力をいただきたい、このように申し上げて次の
質問に入りたいと思ひます。

今回の法案にも大いに関係ありとして実は何う
わけですが、イギリスと中国とが共同声明を發表
した、いよいよ名実ともに両国が大使を交換して
国交を正常化したわけでありまして、これについて
外務省は今日までのような情報を得ておられた
か、このことについてお答えをいただきたいと思
ひます。

○福田国務大臣 これは先週の土曜日にイギリス
のほうから事前通報を受けております。それから
また、同時にいよいよ共同声明が發表され、また
国会においてこれが報告されるという段階になり
まして、詳細な説明を受けておるわけでありま
す。わが国においてもそういう重大な外交上のス
テップをとるといふような際におきましては、友
好国であるイギリスにも通報するということが例
となつておりますが、わが国におきましてもそう
いう通報並びに説明を受けておる、これが現況で
ございまして。

○中川(嘉)委員 去る二月二十八日にわが党の矢
野書記長が予算委員会におきまして、総理が、台
湾は中華人民共和国に帰属すると聲明したとき
に、いろいろ諸外国の反響があつたといわれてお
りますが、この点に關してどのような反響があつ
たか。せんだつての外務委員会でも本件に關連し
て一部触れておられた同僚議員がおられましたけ
れども、在外公館からどのような報告があつた
か、この点はいかがでしょうか。諸外国の反響と
いったことについて御答弁いただきたいと思ひま
す。

す前にかんがりの反響があつたわけですが、つまり日
本の各新聞、テレビ等において、日本の総理大臣
が、台湾は中国の一部である、こういうふうな発
言をされた、こういうことが報道される、それに
ついての各国からの反響というものがかなりあり
ました。かなりの国から、あれはどういう意味合
いであるかということの照会に接しております。

しかし統一見解が出てからは、これという反響は
さしたるものはないと思ひます。大体そういうこと
だつたらといて受け流しておるというのが概況
であるか、かように見ております。

○中川(嘉)委員 反響についてはいまお答えいた
だいたことかと思ひます。私がいまお伺ひしたの
は、こういうことに関連して在外公館からどのよ
うな報告があつたか、このことについてお答えを
いただいておりますので、この点ひとつお答え
いただきたいと思います。

○福田国務大臣 つまり統一見解の出る前の段
階、その段階におきましては、在外公館から駐在
国の意見なり照会なりそういったものを本省に對
しまして報告をいたしてきております。それから
統一見解が出てきてからは、まあ在外公館からあ
まり、さして、私がいま記憶にとどまるような大
きな意見具申でありますとかあるいは反響につい
ての状況説明でありますとか、そういうものは出
てきておりません。こういう状況でございます。

○中川(嘉)委員 その際にイギリスから、例の総
理発言に對して非常に好意的な反響があつたと、
このようにいわれておりますが、はたして実際に
そうであつたかどうか。正式に駐日イギリス大使
館あるいは駐英大使館に對して、イギリス外務省
から何かそういう申し入れがあつたかどうかとい
う点、こういう点についてはどうですか。イギリ
スについてひとつ……。

○福田国務大臣 イギリスは、そういう総理大臣
の発言があつたように報道されておるが真相はど
うかという、照会程度のことがあつたことが本省
に報告されております。

○中川(嘉)委員 私の記憶ではありますけれども、たしかイギリスの論評の中に、その照会程度とおっしゃったから申し上げるのですが、日本では福田さんのほうが佐藤さんより偉いのかというよりなことも報道されたらしいのですが、その点はこの程度にいたしておきたいと思ひます。

イギリスは、台湾は中国領の一省であり、中華人民共和国は全中国を統治する唯一の合法政府であるということを認めたわけでありますが、このことはイギリス政府が台湾の帰属を決定したことになるわけですが、この期に至って政府はなおも台湾帰属ということを明確にできないかというのを私は実は聞きたいわけですが、この点はどうですか。

○福田(嘉)大臣 私ども日本は、イギリスと違ひまして、台湾は放棄しなかったのです。ですから、放棄した台湾の帰属について何ら有権的な発言をする立場にない。これはその放棄を受けた連合国の一つであるところのイギリスとは違つた立場にあるわけでありまして。しかしそれにもかかわらず、わが国は中華人民共和国が国連に加盟をしたこと、またボツダム宣言を受諾したこと、その前提としてカイロ宣言があること、そういうようなことを考えますときに、中華人民共和国が、台湾は中華人民共和国の領土であると主張するその気持ちはわかる、これをよく認識しておる、こういう立場になるわけなんです。そこはイギリスと非常に違ひ点である、このことだけはひとつ御理解願ひたいと思ひます。

○中川(嘉)委員 しかし政府は、台湾帰属の決定というものは国際会議だとかあるいは関係国会議できめるのだ、このように言っておられるわけですが、イギリスは、先ほども申しましたように、今日、独自の見識とそれから判断でもって台湾の帰属を決定したわけでありまして。わが国はサンフランシスコ平和条約で帰属未決定のまま権利権限を放棄した。なるほど、先ほど言われたとおりでありまして、その後において、他の諸国と同様に独自の判断で台湾帰属を決定する権利はあると私は

は考えますけれども、もう一度この点はつきりさせていたいただきたい。

○福田(嘉)大臣 わが国はサンフランシスコ条約で台湾、澎湖島の領土権を放棄しなかったのですから、これに対して発言権はないのです。発言権のあるのは放棄を受けた連合国である、この見解、これはただいまでも変わっておられない。それから中川さんがいま、イギリスが非常に断定的に台湾帰属問題をきめたんだというお話でありまして、ところがイギリス政府にわが国から今度逆は、一体そういうことかという、なかなか明快な返事がないのです。イギリス政府の声明で理解してください、また国会におけるヒューム外務大臣の野党に対する答弁で理解してくれ、こう言ふのであります。その野党の質問というのはまさに中川さんがいまお尋ねになった事項です。今度のイギリス政府のこの措置は、台湾の帰属についての従来のイギリス政府の見解を変更したものかという質問で、それに対してヒューム外務大臣はまことにこれに対して答えておりません。やはりコミュニケーションに書いてあるようなことを言っておるわけでありまして、さらにわが国といたしましては根拠が薄弱という、かなりしつこくイギリスの外務当局にも照会し意見を聞いておるのですが、それ以上のことは言えない、こういうことを言ひ、かつ、アキノレジという言葉を使っておりまして、あれはアメリカが米中共同声明において使ったアキノレジと同じ意味だ、こういうふうにして理解してくれということをやっておるにとどまりまして、どうも帰属問題について明確な意思表示をいたしておりません。こういうことをつけ加えておきたいと思ひます。

○中川(嘉)委員 この点に関しましてはさらにいろいろお聞きしたいところでありますけれども、国際情勢に関する質疑のときにまたさらに詰めさせていただきます。

きょうは外務公務員法の一部を改正する法律案、これは法律案そのものに関してこれといつた質問は出てこないようですけれども、外務省

は、現在どういう諸国が中華人民共和国を承認しようとしているか、こういつたことを在外公館を通じて報告を受けているかどうかということですね、この点はどうでしょうか。

○福田(嘉)大臣 中国問題ということになると、世界じゅうに駐在しておりますところのわが国出先機関は、詳細にその国の立場というものを報告してきております。ことに問題が起る、あるいは統一見解の問題とか、それ以前の問題とか、そういうような何か特定の問題があるという、その特定の問題に焦点を置きまして、事ここまにその国における見方なり反響なり、その国自身の傾向、そういうものを申し述べてきておるわけでありまして。

いまわが国が当面しておる最大の外交課題は何かという中国問題でありますから、中国問題、その他外交案件には目を配り、その駐在国の動向、また駐在国ばかりじゃありません、その国から見た近隣の国々の動向までも含めまして、いろいろ意見を具申したり情報を送つてきたりしている、こういう現状でございます。

○中川(嘉)委員 大臣からいま御答弁をいただいたように、スミーズにそういった情報が入つてきておるといふのであれば私もそれほど心配はしませんけれども、やはり先ほど堂森委員から関連した御質問があつたように、聞くところによりますと、最近外務省の職員でもって在外勤務を敬遠する向きが非常にあります。また現に在外勤務中の職員からもそういう苦情を聞くわけでありまして、そのおもな理由は一体何だろうかということなんです。やはり情報提供というものを万全の態勢で、一つ漏れさすというわけにはかりにいかないとしてしましても、一〇〇%近い情報をどどん流すだけの活動といふんですか、そういうものが在外公館になければならないはずであります。

つまり、在勤俸が低いために生活が楽でない、だから本國で勤務するほうがましだとか、あるいは子弟の教育上在外勤務を希望しない等の理由があらうかと私は思ふのですけれども、いずれもこ

れらは深刻な問題であると思ひます。外務省当局は、これらの問題に対してどういうふうに対処されるか、実際にそういう問題の起きている場合についてどういう対処をされるかを御答ひいただきたいと思ひます。

○福田(嘉)大臣 私が外務省に着任しまして、わが国に重要な事項の情報が出先から本省に届くのがおくれがちであるというような感じがしたことがございまして、一体それはどういふわけなんだ、そういうことはもう電話でも知らしてやるというぐらゐの気の配り方ではないのかというふうな話をいたしましたところ、それは電報で打つと安あがりだ、電話だと高かかつて、どうも会計課のほうで何か問題が出てくるというふうな話があつたことがありましたが、私はもう重大な外交案件の情報は、これは機密保持という点がありまして電話で済まされたい場合があるのです、そういう場合は格別であります。しかしそうでない場合は、金の問題で情報が手に入るのをおくれる、こういうようなことが絶対にあつてはならないというところを、ここにおられる官房長にもよく申しまして、かなり情報の入手、スピードの促進をされておる。

それから、念のために申し上げますが、本省に集まる情報は、同時になるべく世界じゅうの在外公館にもその同じ情報を与えておくというようにしておるのです。ですから、世界じゅうに駐在しておるところの在外公館が一つの頭、一つの心で動くような体制、これはかなり十分整備されておる、こう申しても差しつかえないだらうと思ひます。

○中川(嘉)委員 いまも完全な御答弁をいただかなかつたやうな感じがします。なぜかと申しますと、要するに在勤俸の問題、あるいは子弟の教育上の問題、いろいろございまして、どうも行きたくないんだ、あるいは行つてもあまり能率があがらないんだというふうな点を私は心配して、質問の中にそういう趣旨のことを入れたわけですが、私は、その在外公館のうちに生活費の高い国

とかあるいは生活環境のよくない場所勤務する者に対しては、この法律で定められているところの在勤俸以外に、何か特別手当を与えるくらいに配慮があつてもいいんじゃないだろうか、実はこゝういった見解からこの質問を続けてきたわけですが、これは大蔵省だと思ひますが、これに対して大蔵省が非常に難色を示しているかどうかに上つたような事情に対して予算上の考慮は可能であるのかどうか、この特別手当に關してどういふ考え方をもちておられるか、御答弁いただけますか。

○佐藤(正二)政府委員 先生のおっしゃるような問題はときどき起こつております。事実いろいろある国につきましても非常に物価の高騰が激しいとかいろいろ問題、それから特に住宅なんかに關しては非常に高騰を示している場合がございまして、生活が苦しくなるというところはござい

ます。そういうことがございするために、毎年住宅手当の問題、それから全体の在勤基本手当の問題、いろいろ取り上げて大蔵省と折衝しておるわけでありまして、今回の予算の政府原案の中に入つておりますが、在勤基本手当の大幅と申しますか、われわれから見てもまああつた程度高くすることをに入れております。

その場合に、在勤俸自体に、先生いまおっしゃいましたような特殊勤務と申しますか、非常に瘴癘地におけるいわゆるハードシブアローアンスと申しますか、非常に高いという要素を入れた手当の分が在勤基本手当の中に入れた形になっております。そういうものも実情に即して順次かえていきたい。それからまた、事実今度の政府原案にはある程度までそれを実現し得たと思つております。

○中川(嘉)委員 私は要するにここにおいてはあまりこまかい点を聞くとして申し上げてゐるわけではないので、そういうことが影響して情報活動が非常に遅延してしまうとか、そういう一つの

漏れが発生するとか、そういうことがないようにという立場から、実は御質問したというわけですが、このことに關連して来年度予算で外務省は人員増を要求したかどうか。また実際の要求に対して大蔵省はどれくらいにそれを査定したかという問題なんです。この点はどうか。

○佐藤(正二)政府委員 人員増は要求いたしました。そしてある程度人員を付けていただきました。ただし、先生御承知のように、現在政府職員と申しますのは全体的に行政整理をやつております。

〔永田委員長代理退席、委員長着席〕
毎年定員の何多という頭から切つていくその分が、自動的に減つていくわけでございます。したがつて、その分を取り返してその上につけないと実際の増員にはならないわけでございます。その形で勘定いたしました。今回三十人前後の増員を認めていただきました。

○中川(嘉)委員 時間もあまりありませんので個に詳しくはお聞きできません。
休暇帰国制度ですけれども、この休暇帰国制度の改善について法的措置がとられるわけでありまして、これを裏づける予算的な措置は十分にござい

てゐるのかどうか、この辺を非常に心配するわけですが、この辺はどうか。
○佐藤(正二)政府委員 休暇帰国制度は、先生お話しのとおり、現在の四年を三年にいたしました。そして、どうしても旅費がたかさんかかります。その分の旅費は今回の政府原案には認められております。現行制度と申しますのは、昭和四十六年度ですが、百八十八人の休暇帰国の分がついておるわけでございますが、昭和四十七年度については二百十人分の旅費をつけてもらつております。

○中川(嘉)委員 それで、今度の法改正によつて在外勤務の職員が、いま言われた四年に一回の休暇を三年に短縮する、これには異論はないわけですが、実際に三年ごとに休暇帰国ができるかどうかという事実上の問題ですね。これはもうそんなに機械的にいくわけじゃない。私自身、十年ほど前でけれども海外事務所におつたことがありまして、そんな簡単に、机の上で計算したようなわけにいかない問題がいろいろある。そういうわけで、私思ふのですけれども、單なる職員の権利で、実際にこゝういった権利の行使はできないんじゃないか、こゝういふことを心配するわけでありまして、つまり在外公館に勤務する職員が少ないために六十日の休暇を実際には出せない、こゝういったことにはならないかと私は思ふわけですが、こゝういった場合には、暫時空白といったようなものを埋めるために補充者を充てるとか、こゝういふことは法制上できないのかどうかという問題、この点は考えられたことはありますか、どうですか。

○佐藤(正二)政府委員 先生非常に実情を御存じでまことにありがたいのですが、そのとおりです。非常に少數の公館につきましてもなかなかこの権利を行使するのがむずかしいのでござい

ます。ただし、なるべくできるように、本省といつたしましてはとめないように、とめないようにもつていておるつもりでございまして、たとえば一年のうちのあるひまな期間にいつでもとれという

ようなことを指示しているわけでございます。それでも非常に少數の公館、あるいはある仕事が出ま

して非常に忙しくなつて公館は、なかなかとりにくいという実情があることは事実でござい

ますが、できる限りこの権利を行使し得るよう

に指導してまいります。

○中川(嘉)委員 在外公館の人員と事務量は、先ほど申し上げたような、いろいろ数字では割り切れない非常に忙しい状態に置かれる場合が多いのですが、事務量の問題、繁忙の度合いによつては確実にこの制度を適用し得ないと思ひます。それでその実施についてはどのよう

にして行なうのかといふことをいまお聞きしかけておるわけでありまして、実施面において不公平が生ずることがないように希望しておきたいと思

ひます。

それから私は先進各国においてもこゝういった在

外務職員に対してわが国の休暇帰国制度に該当する制度があると思ふのですが、それらとの比較においてどのように考へておられるか、この点を伺ひます。

○佐藤(正二)政府委員 御承知のとおりござい

ます。これは各国の制度は、先進国におきまして

は、わが国の制度よりもだいたい進んでおります

と申しますのは、わが国の制度でございまして、

三年に一度、いままでは四年に一度でしたが、今度の法改正にいたしました。三年に一度でござい

た、そういうようなことも聞いております。あまりにもこれはお粗末ではないかと私には思われます。アメリカからの事前連絡が要するにきかぬとしかつたというひとつの問題ではありますけれども、在外公館と外務本省との伝達のシステムが十分に機能していなかったということは事実ではないかと思ひます。そのために外務当局に対する国民の評価というものが一段と低下したことは、これは多くの報道が伝えているところであり、これは多く、外務省としてその点のようにより反省をしておるかどうか、事実国民のほとんどの人たちはテレビを見て然としたわけです。この点について御見解をお伺いいたします。

○福田国務大臣 昨年の七月十五日のニクソン訪中発表、これは世界じゅうのどの国でも事前には知っておらなかったのです。正確にいいいますと、二、三時間とか、その前くらいの時点では日本を含めて知っていた国もあるわけであり、しかし、ほんとうの実質的な意味において事前には知っておいた国はありません。またそれはアメリカではこの問題を非常に嚴重に扱ってきた、こういうことなので、これはアメリカ、外国のすることです。それからやむを得なかったことなんです。それでわが国がひとり世界に立ちおくれた情報システムであった、こういうふうに御批判をいただくのは私は当たらないのではあるまいか、そういうふうに考えております。いまわが外務省が世界に張っておる情報網、これはかなり組織的であり、かなり実質的である、かように考えておるわけであり、何といつても情報というものは、これは情報化時代でもあり、わが外務省の生命とも申すべきものでありますから、この上にも万端漏れなきように努力をいたしていきたい、かように考えております。

○中川(嘉)委員 確かに世界各國ともそういう連絡を受けてなかった。とすれば、わが国の在外公館が大いにひとつその辺を察知するだけのまた精鋭に育てあげていただきたということを私はここで要望したいわけですが、外務省がこの

情報を集めるための手段の中で、その中核となるのはやはり在外公館の役割というものが一番大きいと思ひます。

ところで、この出先の在外公館の情報収集というものが的確でないと判断において重大な誤謬を来たすおそれがある。本省は在外公館に対して情報収集について特別の訓令を出したり、あるいは情報収集について基本的な指令というものは随時出されるのかどうかという問題です。また場合によっては本国政府の訓令を待っていたのでは情報収集についての時期を失うこともある、このようにも考えられるわけであり、また、この辺の調整等はどのようになっておるか。向こうでじつと訓令を待っていたのでは話になりません。こういう点はどうか。

○福田国務大臣 世界各國から、そこに駐在しておる在外公館から本省に対して随時情報の提供があります。その情報は同時に世界各國の關係在外公館にまた流れております。ですからある問題がある、その問題に対する知識、これは本省も出先も一体となつて持つておる、こういう状態に置かれておるわけなんです。ですから、問題が起つた、だから特別の訓令を出さなければ出先において反応を示さない、そういうような状態ではないのです。何か問題が起れば直ちに本省に対して情報を伝達してくる、こういう状態に置かれておりますが、しかし特に重要な問題につきましては特定の在外公館に対して、こういう筋からこういうふうな調べ方をしたらどうか、いろいろ指示し、訓令することがある。先ほど申し上げましたように、この問題は非常に時刻を争う問題だから概要を電報でなくともよろしい、電話で知らしてほしいというふうな指示をすることもある。とにかく迅速にかつ正確に情報が収集されるように最善の努力をいたしておる、そういう次第でございます。

○中川(嘉)委員 最後に伺いますけれども、情報と政策の立案、決定とは相互關係にあると思ひます。外務当局者は政策立案者と情報分析の担当者

を區別してはたして行なわせているのか、あるいは分析結果の総合調整はどのように掌握されるかという問題が出てくるわけです。この辺の点は現状のようになつておるか、最後にひとつお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 情報の収集とそれからそれに基づく政策の判断、これを區別するということが、これはまたなかなかいろいろデメリットの面もある。ですから主管局といふことも、たとえば中国問題につきましてはその情報はアジア局に集中するわけですが、その集中された情報はまた各局に電信課を通じて流す、こういうような仕組みになつております。まあ、情報の収集、またそれに基づく政策の立案、これが有機的に一体化されておる、こういうふうにごらん願つたほうが正しいのではあるまいか、さうに考えてみます。

○中川(嘉)委員 こういつた点についてもいろいろと検討がなされていかなければならないほど事は非常に重要な問題だと思ひますけれども、きょうは時間がございませぬので、國際交流基金法案とあわせて一気にこの質問を終えるためにはあまりにも時間に制限があり過ぎると私は思ひます。きょうは外務公務員法の一部を改正する法律案のみをもつて私の質問を終わりたいと思ひます。

○櫻内委員長 曾祿益君。

○曾祿益委員 質問の最初に、同僚議員が質問せられた点です。イギリスと中国の共同声明ですが、これについて一点だけ伺いたいのですが、ちょうどこの前の外務委員会が米中共同コミュニケについて、その訳文について伺いました。つまり、海峡の両側の中国人がすべて、中国が一つであり、台湾は中国の一部分であると主張していることをアノレジする。そのアノレジというのは、ぼくらの知っている限りにおいて、英語においては非常に幅広いことばである。承認に近い、あるいは承認といつてもいいくらいの場合があるし、ほとんどデークノートに近い、ただ事実の認識程度の場合もある。これはやっぱり非常に重要な問題だといふので、その中国語の訳文は、認

識、レンシーと書いてあるということも含めて御質問したわけですが、皮肉にも今度の英中声明についてもイギリスはアノレジ。ところが今度中国側はそこで——中国の係がなくなつたようだけれども、これは日本の新聞の伝えるところによれば、今度は認識でなく、同じアノレジといふことを承認と訳しているらしい。ところが中国語は、私は見ておりませんが、どうなっているのかわかりません。もしおわかりだったら、根拠り葉振りイギリスにお聞きになつたさうです。からおわかりだろうと思ひますけれども、どうなつておるのか。ほんとうにこれは承認といふことばを使つておるのか。そうだとすると、アメリカのこの問題に対する態度はかなり数歩前進だといふ感じがするのですが、その点は實際問題としてどうでございますか、伺いたい。

○福田国務大臣 イギリス政府に聞いてみますと、アメリカが使つたあのアノレジと同じである、こういうふうに申しております。そのアメリカが使つたアノレジに幅広い解釈がある、こういうお話なんぞでございますが、これはそのアノレジといふことばから判断するといふことは非常にむずかしいのじやないかと思ひます。お話をうかがうに非常に幅広い意味でありますから。そこで、イギリスの国会でも野党の陰の外務大臣だといわれる方の代表質問、それにはイギリス政府は台湾の領土歸屬問題について従来の立場を変えたのか、そういう質問をしておる。そうすると、それに直接ヒューム外務大臣は答弁をしております。で、やはりアノレジといふことばを使つておる、こういうふうな状態であり、まあ私はイギリスのあの態度全体から見ても、アメリカとは違ひ、こういうふうな状態であり、きわめてあいまいであつて、はつきりした態度を示さない、こういうのが現状である。これ以上のお答えは私としてはいまの段階ではできないのです。

○曾祿委員 そういふうな魔術を使つておると
思うのですけれども、中国語ではどうなつておる
か。もしいまおわかりだったら、教えていただき
たい。おわかりでないなら、この次の国際情勢の
ときにやるからいいのですけれども、おわかりで
すか。

○佐藤(正二)政府委員 私が答へるのはま
ことに妙ですが、私が聞いておるところでは承認
というこは使つておると聞いておりますが、
はつきりいたしませんから、この次のときにアジ
ア局長から答弁させます。

○曾祿委員 それじゃそのときにさらに質問させ
ていただきます。

外務公務員法についてはすでに同僚委員からい
ろいろ御質問がありましたし、私はただ二点だけ
伺いたいです。

一つは、待命制度というものですけれども、制
度そのものは、これはいろいろ美辭麗句を使つて
も、實際上はおやめになる大公使が一時やめる前
にこつたようなブルのところにいつて、特
別に何かのさうなポストにつくことがなければ
ば、それでやめていくというところのブル
ルみたいなものだと思う。きわめて通俗、常識的
に言へばそういうものだと思つていいのですけれ
ども、そうじゃないのですか。

○佐藤(正二)政府委員 現在、先ほど御答弁
いたしましたように、七人の方がおられまして、四
人の方がおやめになる、三人の方はこの次にまた
出られる。その後者のほうにむしりこの制度の本
質だと私は了解しております。その何と申します
か、やめられてと申しますか、たとえばコンゴな
らコンゴの大使をやめて、そして帰つてまいりま
して、その次のポストに行くまでの間が、身分が
なくなつてしまふと、これはどうにもこうにも
もなりませんのでございまして、この間をつ
なぐというのが制度の本質だと私は考へておりま
す。

○曾祿委員 しかし、これは水かけ論だと思いま
すけれども、士気を鼓舞する意味においてはさう

いうふうに言つておかなければいけません。
ほんとうは、もつと従来の統計から調べてみる
と、必ずしもそうでないような気もするのです
よ。しかし、いずれにしても両方の意味もあつて
必要だというなら、これ以上やほなことは申しま
せん。まあいいですが、あえて一言言ふならば、
非常に有能な人だったら、任地にいるときからど
こかのポストがきまるのじゃないかと思ひます。
そのほうが普通だと思ひます。そういう感じが
たしますが、有用性があると言ふのですから。こ
れ以上質問はいたしません。

第二の点については、要するに本國に來る休暇
制度ですが、これも同僚委員から御質問のあつた
ことに尽きるのですけれども、かりに氣候の悪い
ところで三年というやつが一年半でいいわけだ
ね、これでいい。これはもし權利を使へなかつ
たような場合には、それはキャリアーオーバーで
るのですか。繰り越してできるのですか。

○佐藤(正二)政府委員 三年をこえた場合に
なつておりますから、キャリアーオーバーと申しま
すか、四年目でもできるわけでございます。

○曾祿委員 いや、違ふのです。そういうキャリア
ーオーバーでなくて、たとえば療養の地に、健康に
悪いところに出た人は、實際上は一年半で權利が
できるでしょう。しかし、あと一年半とても忙し
くて、權利があつても使えないわけなんです。そこ
で三年つとめた。そうすると、あとの三年の二カ
月しかないので、四カ月のキャリアーオーバーがで
るのかというのを聞いています。

○佐藤(正二)政府委員 そこで一緒にまとめて
るといふことはできないたてまになつておりま
すが、たとえば二年目にとりまして——三年たつ
てもよろしうございしますが、三年目にとりまし
て、もう一つ權利が残つてゐるわけでございます
から、もう一度あととるといふことはできるこ
とになつております。と申しますのは、一回に四
カ月とるといふことはできませんが、二度にとる
といふことはできます。

○曾祿委員 そうすると、一回四カ月はできない

けれども、權利としては四カ月分はあるというわ
けですね。それを分けて使ふならいいというわけ
ですか。もう一べん確認しておきます。

○佐藤(正二)政府委員 その唯一の制約は、同
一年度にはとれない、三年目にとりまして、それ
からもう一度その年度にとるといふことはできな
いという制約はあるのでございします。

○曾祿委員 次にこの国際交流基金法案について
伺いたいと思ひます。

第一に伺ひたいのは、基金の目的とその関連を
する事業、あるいは競争といふか、競争する
ような事業との関係について伺ひたいのですけれ
ども、その場合国際文化振興会というものは、こ
れは吸収することになるので、これはもうそれで
いいと思ひますけれども、国際学友会はそのま
ま残るのですか、それはどういふふうになるの
ですか。

○福田國務大臣 国際文化といふと、いろい
ろな仕組がありまして、それで御指摘の国際学友
会、これもありますが、今回お願いをいたしてお
りますのは、国際文化振興会だけを吸収する。そ
の他の問題、これはいろいろ重複あるいは競争、
そういう問題がありますが、今後の検討問題にい
たしたい、こつたうに考へております。

と申しますのは、私はいま日本が経済的に非常
に力のある國になつてきた、そういう立場の日本
に対して世界各國がわが國に対して誤解だと
か、そういうものがかなりあるわけでありまして、
わが國はどうしたつて世界の中の日本というよう
な姿勢で動かなければならぬ、そういうときに、
経済力が巨大化してきた、それに付随して誤解
も生ずるといふような事態になつたら、わが國の
存立に大きな影響があるというよりなことから、
交流基金の設立は急いだのです。これはもう
一刻も猶予できない問題だ、こつたうに考へ
まして、今回お願いをしたわけですが、これから
この基金といふものはかなり私の考へとしては大
大し、強化していきたい、こつたうに考へて
おるわけでありまして、相當の規模のものにまで

持つていきたい、こつたうに考へますから、そつた
うに段階でありますので、国際学友会、そつた
うに手配できない、今後の問題といたしたい、か
つたうに考へております。

○曾祿委員 わが國の對外的な文化活動といひ
ますか、わが國及びわが國民による、この場合に
は外務省が從來やつており、今度は国際交流基
金等がやる事業と他のわが國の官庁がやる事業と
の境界線がなかなか引きにくいような問題があ
る。あるいは場合によつては重複してゐるよう
な場合がある。そういう場合に大體の仕分けをす
る。たとえば文部省の關係事業との關係あるいは
青年といふような關係では總理府にも、これは日
本の青年を出すほうがかつと思ひますけれども、
関連も出てくる。あるいは文化庁の仕事とも関連
するやに思ひます。そこら辺のことをうまくや
らないと、先ほど同僚委員が指摘したやうな、何
か單なるお役所のなわ張り争ひみたいになつて
しまふ。そこら辺のところについてはどういふ大體
の仕分けをされようとしてゐるのか、ひとつ御説
明したいと思ひます。

○福田國務大臣 御指摘の点はまことにごもつ
とだと思ひます。そこで、この交流基金の仕
事、これは外務省の監督のもとに行なわれま
すので、外務省と重複するといふ問題は起らない
と思ひますが、他の各省でやつておる仕事と競合關
係が出てくると思ひます。その仕分けをどうする
かといふことが非常に大きな問題にもなるわけ
でございますが、さしあたり私は、いま申し上
げましたが取り急ぎといふやうなことでこれを発
足させるわけなんです。しかし、それにいたしまし
ても、一応の各省のやつてゐる仕事との分界とい
ふものがなければならぬ。そこで、今日この段階
とすると、各省のやつてゐる仕事はそのままと
する、そしてこの基金との間の境界線をそれに従
つて調整を行なう、こつたうに考へておるの
ですが、將來この基金が拡大強化される、私はした
い、こつたうに思ひつております。その際には
いろいふ調整問題が出てくるだらう、こつたう

ふりに思いますが、今日この段階といたしますと、現状をそのままにいたしておきまして、それに基づいていたしましたして調整をする、そして重複のないようにまた競合がないような運営をいたしていきたい、こういう考えを持っております。その辺につきましてはもう各省閣との話し合いが十分にできております。

○留務委員 大体現状に応じてやるということでも、わかったようなしかしわからないようなもので、やっぱりなわ張り争いの危険があると思うのですね。ですから、大ざっぱに言って、いま十分に各省との話し合いはできているというけれども、私が考えてみると、日本の文化を紹介する、日本を知ってもらふというのが主ではないかと思うのです。

強している外国人を呼ぶことも、これは当然のことである。日本は、文化の多岐に日本が誇るものといふ面もあるでしようけれども、この法律のトップに書いてある目的から言っても、日本の文化を知ってもらう、そのためにやる仕事は、それは日本の文化を向こうに持っていくような、たとえば歌舞伎を向こうに持っていくようなのも日本の文化を知ってもらうことであります。それから日本を勉強している外国人を呼ぶことも、これは当然のこと

事業になる。しかし今度は逆に、日本のたとえは音楽家を向こうに行かせていゝところにつけるとか勉強させる、あるいは外国の文化を吸収に行くのは、これはむしろ国際文化事業というよりも、日本が外国の文化を吸収するほうのやつは、従来ならば学生というような關係で文部省がやり、あるいは青年を送るという意味では總理府が

と申すのです。その点については、これは大臣でなくてもけっこうですから、事務当局からでも御説明願いたい。

○福田国務大臣　その辺は事前に各省との間で十分に連絡をいたしまして、調整がつけてあります。その具体的なことの御説明が必要でありますれば文部事務部長からは等と申し上げます。

○曾祚委員　これはぼくはうわさに聞いたので、
 実際は知らないけれども、たとえばパリにある日

本の学生会館、その館長が外務省系だからいいとか悪いとかいいうので——そういうつまらないポストだといつては悪いけれども、ポストが重要でなないといふことじゃないけれども、そういうようなことまで各省が血道をあげてなわ張り争ひするより、なことが現実にあるやに聞いているのです。ですから、この点は制度の運営上非常に重要なので、大まかな点でいいですから、事務当局から教えてください。

○加川政府委員　ただいまの御指摘の点まさにそういうわけでございますので、私たちあるいは大臣のお考えもそうでございますけれども、わが国に対する理解の促進、それから日本文化の紹介、それから外国の文化を日本に紹介するというようなことは外務省設置法の任務の中に入っております。これは外務省がやる。それからいとおっしゃるところは、これは省庁をラッパする面がございます。

れども、たとえば日本の知識の水準あるいは文化の水準を向上させる、日本のそういう面を向上させるというものについては、従来とも各省が行なっておりまうので、それを続けていく、こういうふうに了解いたしております。

なお、蛇足ではございますけれども、この種の水文化交流事業というものは、諸外国の例を見ても

ほとんとすべて外務省でやっております。英国、ドイツ、カナダ、フランス、スウェーデン、これはこういう基金みたいなものが、特殊法人みたいなものができてやっておりますし、それからアメリカ、イタリアは外務省が直接やっております。こういうのが現状でございます。

○曾根委員　大体の仕分けはわかったと思います

けれども、実際問題としては、やはり外務大臣の働きによって調整をやっていくという必要があると思いますから、これは特に要望しておきます。

その次に、予算の出し方を見えますと、外務省の文化事業部の予算というのと、それから国際交流基金の事業予算というように二つに分かれているのですね。その総合によって事業が行なわれるのですから、費目が同じ費目になっておるのに

予算のほうは両方に分かれてゐる場合も多々あるわけですね。たとえば日本研究講座事業、これに對して四十七年度に六千九百萬ですか、同じ項目に對して補助金が事業予算として五千三百萬。それから日本語普及事業、これも両方に出ておる。それからアメリカ、カナダ日本研究學者の招聘についても、同じように交流基金のほうにも米加十一大學連合というように出ておる。これはどういうわけなのか。ある種のもはその年の予算とし

て出し、ある種のものは基金のほうに繰り込む。どういふメリットで、そういふふうに二つに分けてあるのか、この点を御説明願いたい。

○福田国務大臣　ことしは交流基金が十月一日から発足するのです。それまでは、九月三十日まで、は国際文化振興会というものがあまして、そつちのほうはそつちのほうで半年分の仕事をやつて

○留替委員 そうでもないんじゃないですか。賑

興会以外の仕事が学友会とかなんとかあって、これは基金ができて、基金が毎年やる事業というのはその基金の利子でやるわけでしよう。そのやつと、やはりそれだけでなく国際文化の仕事というのは別にあるんじゃないでしょうか。ちよつとその辺……。

○加川政府委員　御指摘の点は、ただいま大臣が

申し上げましたように、一つは、十月一日から基金が発足する。それから直轄事業も私たちありますけれども、いま御指摘のようにこれも基金に移る部分がございます。そうすると、それは十月一日から基金のほうにかわる。したがって十月までは文化事業部の予算、こういう形になっておりますので、いま御指摘のように二本立てというふうに考えられます。しかしこれは来年度、四月一日

からは――十月一日からもうすぐでありましたけれども、一本になりました、その他国際学友会等は、先ほど申し上げたとおり基金と別に私たちの事業として補助金を出す、こういうことになるわけでございます。

○曾祿委員　ですから十月一日以後、来年、四十八年度予算からも外務省の直轄事業はある。それから今度は国際文化基金のほうの仕事がある。やはりそれはあるんじゃないですか。どうなんです

か。

○加川政府委員 たとえば例を申しますと、国際学友会その他の補助団体が少しあります。それから大きなものは国際文化振興会、それから文化協定に基づきますいろいろな委員会がございます、こういうものも私たちにあります。それからASAPACに対する補助金、これは文化会議、たとえば二つに分けてある、委員会の用と、

にこの間文化財保護の委員会を開きました。そんなようなことも私たちがやっておりますので、そういうものは私たちのものとして残る、こういうことでございませう。

○曾根委員　もう二、三点伺いたいのです。大体わが国の国際文化事業に対する予算というのは非常に貧弱ですね。いまからでもおそくはないですが、諸外国といってもいろいろございませう。

すけれども、アメリカ及び西欧のこういうことに熱心なフランス、イギリス、ドイツ等のこれに似たような国際文化事業に対する予算の大きさと比較して大体どんなものですか。おもなる諸国のあれと比較して説明してもらいたいと思います。

○加川政府委員　これは一九七一年でございますけれども、アメリカが大体百四十四億六千四百万

円、英國が七十八億七千万円、ドイツが三百二十五億七千三百万円、フランスが六百七億四千万円、イタリアが三十八億九千八百万円、こういうことになっておりますので、われわれとしても皆さまの御支援をいただきまして大いにこれを伸ばしていきたい、こういうふうに考えております。

○首称委員　そうすると百億じゃまだいばれないわけですね、福田さん。来年のことを言うのはお

かしたいけれども、百億でなくともっとふやして——もつともこの百億の出資がフルに行なわれたあとも——これは政府出資ですから、民間のあれもあるでしょうけれども、大体どのくらいのレベルにすみやかに持っていくというお考えですか。構想だけでいいんです、何っておきたい。

○福田外務大臣 この基金はことしが発足の年である、十月発足なものですから、この基金の現実の額は五十億円だ、ということとは年額にすると百億円の基金、こういうことになって百億円の基金をお願いしておる、こういうことなんです、これは先ほどからお話がありますが、各省間との調整の問題もあります。また外務省で直轄でやっておる諸機関との調整の問題、そういうものもあるわけですが、そういうものも考慮しながら、これはわりあい速いスピードで拡大をいたしていきたい、こういうふうにお考えをしております。まあ何年先にどうのということまでいま申し上げられる段階じゃございませんけれども、まあ、そう遠くない機会に千億円、そういうふうなところまで持っていくたい、こういうふうな考えであります。

○曾根委員 気宇大でけっこうですが、そこで今度の予算の国別というか、地方別支出の方向を見ますと、どうも何かやはり日本を知ってもらいたいというのにもいろいろございましてけれども、実際上はいろいろ、最近日米関係がおかしくなっているのアメリカの学者等にもっと日本に来てもらって日本を知ってもらおう、これは私は反対じゃありません。学者ばかりでなくて労働組合の人と呼んだけれいので、賛成ですが、ただ、そういうふうなほうでなくて、もう一つは発展途上の国、特にアジアの発展途上の国に対するそういう地理的なまなこの向け方。第三は、何といつてもアジアの、中国をはじめとするいわゆる共産圏諸国、そういう地理的、国内的重点があると思うのです。大体今回の予算を見ると、いわゆるアメリカ、カナダ中心だと思えます。それを否定しません。非常に必要なんです。もつともつと

アメリカに日本を知ってもらわなければならぬ、日本もアメリカにもつとPRしなければならぬことも事実です。それを否定しないのだけれども、ただ何かやはりアメリカ、カナダ中心主義だけに見える。したがって、発展途上の国及びアジアの共産圏諸国に日本を知らす、これは私は非常に必要なことだと思ふのですが、その点についてどうお考えになるか。ことしの予算にはこうであるけれども、この次の方向はこうだというふうなことにいつてもいいですから、基本的な国際文化事業を、たはいわゆる西側にだけ向けるといふのじゃだめだと思ふのです、その意味で伺いたいと思ふのです。

○福田外務大臣 まあ基金百億円では、しよせんそれたいしたことはできないと思ふのです。そこで私どもはさしたあたりというところを考へておるのですが、さしたあたりは、いま御指摘の北米それから東南アジア諸国、これをスタートの段階において二つの軸として、この間の関係を深めていきたい、こういうふうな考へておるわけでございますが、将来は、この基金が拡大するに伴いまして、その他の地域にも逐次これを拡大していく、こういう考へであります。決してアメリカ偏重というふうなことじゃない、北米と東南アジア諸国、これを同列に置きましてそしてスタートしよ、こういう考へであります。

○曾根委員 共産圏……。

○福田外務大臣 私はかねがね申し上げておるように、多極化時代である、しかも脱イデオロギーという国と国との接点の姿勢というところを考へておるわけでございますから、したがって、文化交流の面におきましてそのような基本的な方針でやつていく、こういうふうな考へております。

○曾根委員 最後に、これは苦言になりますけれども、国際文化事業をやるという、外務省がこの間非常にいいことをしたと思つたのです。それは、アメリカから有力な労働組合のリーダー、実際上来た人は三人になりましたけれども、これを外務省の国際文化事業の一端として日本に呼ぶ、

これは外務省大ヒットだと思つたところが、とてもない大エラーをやりました、この有力な人、特にアメリカ合同自動車労働組、UAWの副会長のフレージャー、これはなかなかアメリカにおいてもソリシタル・スタンディングの高い人です。しかも、御夫人つきで呼んでゐる。さすがに外務省はいきなことをすると思つて感心したところが、この三カッブル、あと二人のやはり労働組合のリーダー、これが羽田に来たところが、外務省も労働省も、課長も係官も事務官も一人も来ていない。その世話に出したのが、何か外務省が力を入れてつくつてゐる外国人サービス係が一人ぼつんと来ておつた。幸いにして同盟の国際部長が行つておつたからよかつたものの、全くこれは呼んでかえつてマイナス、これこそ国費の乱用これに過ぐるものはない、こういうふうな事態がございまして、さつそく労働組のほうからも注意があつて、ほんとには外務次官のところまで出かけていつて大いに詰問もし、あやまりもして、そういうことのないように——まだ滞在中なんです。もうそれはそれで事務的に軌道に乗せましたが、あえてこの際国会の記録に残すというとか何か意地が悪いようだけれども、外務大臣もせつかく国際文化基金をやるというのに、いいことをやつたのに、そういうつまらない形式主義で、たくさんお客さんが来るのだからうさや、聞いてみたら、この間消費者運動のアメリカの婦人たちを呼んだときから、外務省のあれは行つていないでそういう人に世話をさせている。それは宿屋の世話をさせるのと、儀礼的にも応接して、来たらさつそく日程の相談をするという、そういう心がまえ——仏つくつて魂入れずです。絶対にそういうことのないように、しつかり外務大臣が掌握されて、せつかくいいことをやるのに大エラーをしないようにお願いしたいと思ふのですが、外務大臣の御所見を聞いて、本日の質問を終わらしていただきます。

○福田外務大臣 その話は先般曾根さんからじきに承りまして、私もこれは残念なことだったなという感じを持っております。今後はそのようなことがないように、実のある文化外交が展開されるように心してまいりますから、どうかひとつこの上とも御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○櫻内委員長 ただいま議題となつております法案中、外務公務員法の一部を改正する法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○櫻内委員長 引き続き本案に対する討論に入るのでありますが、別に討論の中し出もありませんので、直ちに採決いたします。

外務公務員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻内委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ふますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○櫻内委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は来たる三月十七日午前十時より理事会、午前十時十五分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

昭和四十七年三月二十七日印刷

昭和四十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A